

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	2年・3年 修了生		

評価(ABCD)

B

設問 1

第1 甲の罪責

1 Aにカッターナイフを突き付け、現金を奪った行為

甲は、A方に入って現金を盗む目的でA方に入り、Aに発見された。

5 そして、甲は、Aを脅して現金を奪おうと決意し、所持していたカッターナイフの刃先を約5センチメートル出して、Aの顔面にこれを突き付けながら、「金を出せ。出さないと殺すぞ。」と脅している。カッターナイフの刃先約5センチメートルは、ナイフや包丁と比べて殺傷能力は低いものの、これを顔面に突き付ける行為は、Aの反抗を抑圧する程度の「暴行」（刑法（以下、法名省略。）236条1項）であるといえる。この行為によって脅されたAは殺されると感じ、現金を甲に渡している。これは、現金という「財物」をAの意思に反して移転させられたといえるため、「強取」である。よって、甲には強盗罪が成立する（236条1項）。

物色行為の密
盗未遂罪も検討すべきだった。

「脅迫」では？
4

15 2 Bを転倒させた行為

17 甲は、追いかけてきたBに対して、「逮捕を免れるため（238条）、Bの顔面を手拳で数回殴打している。甲を捕まえようとしたBに対して、顔面を手拳で数回殴打する行為は、Bの反抗を抑圧する程度の「暴行」（238条）であるといえる。よって、甲には事後強盗罪が成立する。

事後強盗罪ではないです。
そのまゝ強盗致傷罪の検討を行います。

さらに、Bは甲の上記暴行によって転倒し、如療約1週間の傷害を負っている。「強盗」である甲が「人」であるBを「負傷させ」ており、甲には強盗致傷罪（240条前段）が成立する。

25 なお、Bは甲が強取した現金の所有者ではなく、強盗の直接の被害者ではないが、財産と供に人の生命身体も保護法益とする強盗致死傷罪の性質上、強盗の直接の被害者でない者に対する暴行であっても240条は成立する。また、Bに対する

OKです。
よく気づけています。

1 ページ

裏面へ

何故場所的・時間的に

近いんではいか？
理由が欲いであ

暴行はA方から約100メートルと離れているが、場所的にも時間的にもAに対する強盗から近いといえるため、事後強盗及び強盗致傷の成立に影響は無い。

3 罪数

事後強盗罪は強盗致傷罪に吸収され、Aに対する強盗罪もこの罪に吸収される。よって、強盗致傷罪1罪が成立する。

第2 乙の罪責

1 Aから現金を奪った行為

(1) 乙は、甲とA方に盗みに入る計画を立てていたが、甲に強盗罪が成立するため、この罪は乙との共同正犯(60条)とならないか。

(2) 共同正犯が成立するには、共同実行の意思と共同実行の事実が必要である。甲と乙は、Aの留守中を狙って、甲がA方に入って現金を盗み、乙は自動車での移動と見張りを担当し、盗んだ現金は

折半するという計画を立てている。これは、乙が甲を利用して強盗を自己の犯罪として行う意思を有しており、共同実行の意思があったといえる。

(3) しかし、実際に甲が行ったのは強盗ではなく強盗であった。乙は、甲がカッターナイフ所持していることも、Aが在宅していたということも認識・予見していなかった。この場合に乙にまで強盗の故意犯を成立させてよいのか。

そもそも、故意責任の本質は、犯罪事実を認識し、反動動機が形成可能であったにもかかわらず、それに反して犯罪を行った点に対する非難可能性にある。これは共同正犯における共同実行者が、他の者と共謀していた場合にも当てはまり、過失犯とならない限り、故意犯は成立しないと考える。ただし、このような場合も錯誤といえるため、重なり合う構成要件内での犯罪は成立する。

甲と乙の以前の関係性は不明であるが、甲がカッターナイフを所持し、これを用いた暴行を行うことも乙にとって予見できなかったとすれば、~~事実上~~乙が[事例]の3の事実を認識・

予見していなかった以上、乙に強盗罪は成立しない。しかし、

共同して犯罪を

実行したと条文を3/用して下さい。

本件犯罪に主体的に關与して

問題意識を適格に与えています。

これはあまり点数がつかないのもっと短く書いてもいいです。(理由付けを短くおていう意味です)

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	2年・3年・修了生		

乙は、甲がAから現金を奪ってくるという点については共同実行の意思及び共同実行の事実が認められるため、窃盗罪(235条)の限度で甲との共同正犯が成立する。

2 Bが傷害を負った点について

5 乙は、甲が誰かに暴行を行うことについて認識・予見していなかった。このことから、甲の事後強盗及び強盗致傷の罪について、乙との共同正犯とはならない。 ← **罪数も書いて下さい!!**

設問2

第1 甲の罪責

10 1 Aの顔面を殴打おろすまでの行為

甲は、A方の居間のタンスを物色しはじめていた。タンスには物を収納し、現金が入っている可能性も高いことからすると、この時点でAの財物が甲に移転するという、物に対する法益侵害の危険は現実的に発生していたといえる。したがって、甲には **窃盗罪の、実行の着手が認められる。**

しかし、甲は、直ちにA方の裏口から戸外に出ており、A方から財物が窃取された事実は認められないことから、窃盗未遂(243条、235条)である。

20 その後、甲は、A方から約100メートル離れた地で、「逮捕も免れるため、追いかけてきたAの顔面を数回殴打している。甲は、未遂であっても「窃盗」であり、A方からそれ程遠くはなく、追いかけている状況で、Aの顔面を殴打する行為は、反抗を抑圧する程度のものである。したがって、甲には事後強盗罪(238条)が成立する。

25 事後強盗罪に窃盗未遂の罪は吸収され、1罪が成立する。

2 Bが傷害を負った点について

Bは、逃げようとする甲を追いかけて、逃走を防ぐため、甲が

3 ページ

裏面へ

これは、Bが甲の強盗の機会に
負傷したという問題意識なので、甲の預
めは関係ありません。

乗り込んだ。Cの自動車のドアを叩き割り、右手に加療約1週間の傷害を負っている。しかし、Bのこの自傷に文責して甲は何ら意図しておらず、車のドアを手で叩き割ることについて予見可能性もなかったといえる。

5 したがって、Bが自傷したことについて甲は何ら責任を負わない。

子 第2 乙の罪責

乙は、A方での窃盗についてのみ共同実行の意思を有していたことから、A方の外での発生した事実について、何ら甲と
10 共同正犯が成立することはない。

したがって、窃盗未遂の共同正犯が成立するのみである。

以上

コメントは別紙を参照して下さい。

15

20

25

30

甲の
→ 強盗の機会
において、Bが自傷
したといえるのでは
ないでしょうか？
したがって、自傷させ
ていると思います。

→ これはOK
です!!

＊ ＊ さん

弁護士の阪口です。答案作成お疲れ様でした。＊ ＊ さんの答案について、以下コメントしていきます。

1 改善点等

- ・書いている内容は概ね合っています。しかし、形式面はもう少しこだわった方が良いでしょう。最低でも、規範の設定をしたところと、あてはめの部分は改行して段落分けをした方がよいかもしれません。

- ・冒頭 1 ページの 1 の部分については、事実を拾ってその事実を評価する姿勢は見受けられるのですが、その後のあてはめの部分について、評価の部分に少し物足りなさを感じてしまいます。一言でもよいので、事実に対して評価をする姿勢を身につけましょう。(例えば 2 ページ目の 1 行目は評価がないので、なぜ時間的場所的に接着しているのかが書けていないです。)

- ・阪大の授業では何と言われているかわかりませんが、時間がなければ、規範を立てる時の理由づけは不要です。司法研修所の起案でも理由づけは書いたことがありません。私は本番で理由づけを書いていませんが、それでも十分に司法試験で A 評価をもらっているのです、一応そのこともお伝えしときます。(司法研修所の教官が司法試験の審査委員に結構名を連ねているので、理由づけはあまり要らない方向になっているのかと個人的には考えています。)

- ・罪数は必ず書いて下さい。罪数が書いていないと何罪が成立するかが最初に把握できないので、読み手に予測可能性がなくなってしまいます。

- ・居直り強盗と事後強盗の区別をしっかりと区別できるようにして下さい。居直り強盗は、財物の物色中に発見されたため、改めて財物奪取の目的で反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えるもので、(設問 1 はこちらです)事後強盗は、逮捕を免れるために暴行を加えるものです(設問 2 がこちらです)。司法試験に合格するために必要な知識であるので、もう一度確認しておいて下さい。

- ・設問 1 は、「脅迫」行為と捉えることが穏当でしょう。＊ ＊ さんの答案でも 1

ページの6行目で脅していると書いていることから、暴行とすることは困難なのではないかと思われます。

・乙の共同正犯の部分については、**さんが問題意識を的確に表現していることが出来ていました。今一度、共犯の錯誤、共同正犯の成否、共謀の射程の論点を今一度復習しておいてください。

・設問1において、物色行為についても窃盗未遂罪の検討は怠らないようにしましょう。本番で犯罪を落とすと、その部分について、丸々点数が入らなくなってしまうです。

2 今後に向けて

今回の答案は合格答案であると考えます。これからは、司法試験の問題を1日1通ぐらい書くことをおすすめします。また、司法試験を複数回書いてしまっているのであれば、制限時間を100分に設定して書いても良いと思います。さらに、刑法事例演習教材はやりこんでおいてください。刑法に関しては、論文の評価でAをとる目標が良いと思います。刑法が一番点数がとりやすい科目です。

来年最終合格できるようにお祈りしております。体調管理には気をつけてがんばってください。

阪口智哉

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	2年・3年・修了生		

C+

第1 設問1

1 甲の罪責

(1) 甲がA方へ、居間のタンスを物色した行為は窃盗未遂罪(243条、235条)が成立するか。

5 本件において、甲がA方へ居間のタンスを物色したことで、窃盗罪の構成要件的結果発生(取得)の現実的危険性を惹起したといえるので、実行着手が認められる。

そこで、甲はAの財物を「窃取」したといえ、かつ、後果が発生したといえる。

10 よって上記行為は窃盗未遂罪が成立し、後述行為に於いての共同正犯(60条)が成立する。

(2) 甲がAの顔面にカッターナイフを突き付け、Aが突如としてAから現金を奪取した行為は強盗罪(236条1項)が成立するか。

15 何故反対か 本件において、甲がAにカッターナイフを突き付け、Aの反抗を抑圧するに足りる程度に脅迫したといえるので、Aの反抗を抑圧するに足りる程度に脅迫したといえるので、Aから現金を奪取した行為は「強取」に該当する。

よって、上記行為は強盗罪が成立する。

20 (3) 甲がAの顔面を拳で殴り、Bを軽傷にさせ、Bに傷害を及ぼした行為は強盗致傷罪(240条前段)が成立するか。

甲がBを「重傷にさせた」といえるかが問題である。

この点について240条前段は強盗が人を重傷にさせたことが刑罰上最重であることから現金を奪取した行為は強盗致傷と重傷にせざる行為との間、重傷にせざる行為が

25 強盗の構成の祖法中に行われたことと異なる限りは解される。具体的には、強盗行為と重傷にせざる行為との間の明固な、因果的・機軸性等を基準に判断すべきである。

本件についてこれをみると、甲がAの現金を奪取した後、Bに

良く拾っています!!

罪名OKです!!

具体的な下位規範まで書けるのは好印象です!!

裏面へ

Aが「でうばう」に呼ばれ、近くにいるBがアを捕らえ、アに
甲を追いかけ、アがからかわれ、10メートル（か）離れたところ
で、甲を上向き姿勢で行っているところ、目的地的場所的接着性が認
めらる。

十分なあてはめか
てしていますが、近接
可能性の面も書けな
いからダメです。

5 上記甲の上向き姿勢は強盗の機会に利用されたこと
から、「負傷して」といふ。

(2) 上記甲の上向き姿勢に強盗致傷罪が成立する。

10 (4) 以上から、①窃盗未遂罪(293条、295条)、②強盗
罪(296条)、③強盗致傷罪(240条前段)が成立し、同一
法益に同一行為が関係しているから、①、②は③に吸収されて
一罪となり、④はこの罪に該当する、甲の罪重を重く。

完全な罪
数処理です。

2 この罪重

15 (1) この罪重に基いて甲がAのダマースを物色(5行為
に甲の窃盗未遂罪の共同正犯(60条、293条、295条)
が成立する。乙は主犯行為を分担していないので、いかに
共謀共同正犯の成立が問題となる。⇒これは共同正犯

罪を実行したとの
文意の解釈です。
それを明示しよう

20 さて、共同正犯に於いて一行為が共同正犯の
が認められれば相互に他人の行為を利用・補完
し合っている状態にある。そこで、①共謀、②共謀に
基づく共謀者の一行為による行為、③正犯意思が認め
られ、相互利用補完関係が認められ、共同正犯が成立する
行為の分担がなされて共同正犯が成立する所。

25 本件において甲と乙、甲・乙間にAが盗み入る計画
がなされて、共謀の意思がある。このため、共謀が認められ
認められ(④成立)。すなわち、実際に甲が共謀に基づいて窃盗の
行為を行っていた(⑤成立)。そして、乙は甲の行為を
共同正犯として、行為の分担がなされて(111)の
で重要証拠を得たといふ。盗み入る計画を計画して、
7. 自己の利益を確保する意思があるといふ。よって正犯意
思が認められ(⑥成立)。(⑦成立)。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)



→ どちらの問題は、甲が「窃盗」という身分なので、

事後強盗致傷罪
です。

作爲は、1941年強盗殺傷罪(24年前後)が成立した。前年の翌年、乙判
新32。

(1) 珍、甲がAの顔面を撃つ。数回殴打は行われ、乙検死。
事件において、甲がAの顔面を撃つ後、Aがすでに死亡状態を
開始した。その直後に銃声中にAが亡くなった。約100メートル
（正確には、その場所では地上で死傷が行われた）ので、明確
な死因の推定性が認められる。

502上起算每年12月1日对强盗及偷匪为戒立约。

(2) は、甲が(1)の目的を以て輸入を發せしむるに、その同様の
に、乙が(1)の目的を以て輸入を發せしむるに、その同様の

何故ニて行為を
判断は理由がわか
りかぬです。

[illegible]

初版。且、和上列の如く、 $\beta \in \mathbb{R}$ (任意) とし、 β の
~~初版~~ 目録。

したが、既知の事柄に矛盾を指摘して、その矛盾を以て異常性を
 高く、甲の上記行為の危険性が極めて、その信託性にも阻害される
 といふ。よって、因事因所が認められ、甲の上記行為に於ける違法
 致傷罪が成立する。

4 だが、甲のA国が陸軍と海軍 陸軍及び海軍にこの同盟が
が成るのか問題とするが、前述の如く行われると、甲乙国
の互防の必要と甲の防衛力の必要とを以ては充分に保たれり、
乙は甲の上りり方を遂行、更にいふ。乙は互防に動く必要
ない、乙は同盟を成る必要ない。

[illegible]

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

＊＊さん

弁護士の阪口です。答案作成お疲れ様でした。

1 総論

＊＊さんは、設問2の問題を読み間違えていませんか？設問2において、甲はAから現金を奪っていません。この勘違いによって、大きく失点してしまったような印象です。(設問2では、事後強盗致傷罪の成立の成否を検討するのが明らかな事案です。)＊＊さんの設問1の出来は、十分に合格答案の素養を満たしていましたので、非常にもったいないなと感じました。これからは、問題文の読み間違いには十分に注意してください。

2 各論

(1) 設問1に関しては、3ページの共謀の射程の前までは、非常によく出来ていました。共謀の射程に関しては、どちらにせよ窃盗の共謀があることは少なくとも認定できると思います。そして、共犯の錯誤の論点を書き、強盗致傷罪と窃盗罪の限度で重なりあって(部分的犯罪共同説)窃盗罪の共同正犯が成立し、窃盗未遂罪の共同正犯は、窃盗罪の共同正犯に吸収されるとの結論が一番穏当かなと思います。甲の罪数処理に関しては完璧でした。

(2) 設問2に関しては、問題文の読み間違いにより、事後強盗致傷罪の成立を検討できていないので、あまり点数がはいっていない印象です。設問2に関しては、解説を聞いてからでもよいので、もう一度答案を作成しても良いかもしれません。

3 今後に向けて

＊＊さんは、刑法の答案作成能力、知識に関しては十分に自信を持って良いと思います。ただし、問題文の読み間違いには気を付けてくださいね。

司法試験は、予備試験の過去問と同様の論点が頻繁に出ていますので、予備試験の過去問も一度起案して検討することをオススメ致します。(特に、行政法、商法、刑法、刑事訴訟法)また、刑法事例演習は、司法試験のネタ本と言われて

いますので、やりこむことをオススメ致します。

寒くなってきましたので、体調管理には気を付けて下さい。合格して一緒に酒を飲めることを楽しみにしています。

阪口 智哉

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

B+

第1 設問1

1 本問、前提として、甲と乙はA方に盗みに入る計画を立てており、その内容は、Aの留守中に乙が自動車に乗せ、甲がA方付近に走り、甲がA方への現金を盗む。その間乙はA方付近に停めた自動車の中から見張りとし、甲が盗みを終えたら乙は運転の自動車と一緒に逃げ、盗んだ現金は折半する、という内容だった。とすると、甲・乙には強盗罪(235条)について共謀、成立する。甲・乙はこれに、同罪に犯す自由の犯罪の積極的・主体的に2人を実現する「正犯意思」と「共同・実行上の意思(60条)」が認められる。

2 この共謀の基に、甲は同罪のA方に侵入し、同罪の実行の着手に達し、Aに強盗されたため、十分にAの顔面に突き付けられた。金を出せ、出さなければ殺すぞ、と脅した行為に当たる。甲の行為は強盗罪(236条)に成立した。この場合、危険が人に対して生じた。

(1) 十分に十分に顔に突き付けられた。Aの反抗を抑え、金を出せ、出さなければ殺すぞ、と脅した行為に当たる。2人を用いて、他人にAの現金という「財物」の占有を強制的に奪取し、強取したとされている。

また、行為の態様から、同罪を犯す意思(38条1項:故意)も明白に認められる。

(2) 他方、乙は甲の行為について、認識・予見してはいたが、故意に認められず、同罪に成立しない。強盗と強盗は他人の財物の占有を強制的に奪取する点で重なるが、

(3) 乙は、行為について、上記から、軽い強盗罪の限度で甲・乙に共同正犯が成立し、甲には、

「この両者が主体的に犯罪に関与しているものだから」とおと評価も入っていると思います。

「これは最初に強盗致傷罪が成立したか」と書いてその後「強盗」に於いては検討は必要か、理解が促されて思っています。

共犯の錯誤を直轄に取っています!!

強盗罪の成立形。

3 甲の~~強盗罪の成立形~~逮捕を免れようとして、Bの顔面を拳で数回殴りつけた行為は、強盗致傷罪(240条)の成立したか。

(1) 上記2(1)の通り、甲は、強盗罪の成立した甲のBを「人」として数回殴りつけた行為は、~~強盗罪~~加害者の「負傷」を意味する。

なお、Bは強盗罪の客体ではないが、240条の趣意から、強盗の際に伴う他人の死傷結果は、人の生命・身体を保護する目的に重く罰せられる点にあるから、強盗罪の客観的にBを240条の保護されるべき人として、~~強盗罪~~「人」に該当する。

よって、行為2の趣意から、同罪の故意を認められる。

よって、同罪の成立する。

(2) 他方、2には、故意がなく、同罪と強盗罪の重なり合いを避けるため、行為2については、~~強盗罪~~成立しない。

~~第24条~~ 以上より、甲・2には強盗罪の共同正犯の成立し、強盗罪は強盗致傷罪に吸収されるから、甲には、~~強盗罪~~強盗致傷罪の成立する。

第2 設問2

1 甲の逮捕を免れようとしてAの顔面を拳で数回殴りつけた行為は、事後強盗罪(238条)の成立したか。

(1) 甲は、Aの窓の中に入って居間の財物を盗み出したが、2の時点で、強盗罪の保護法益である他人の財産侵害の現実的危険があるから、強盗罪の~~実行~~着手と見ておけるから、強盗罪の成立する。

← 強盗の機会を論じた方が良かったかも

★ このポイントで強盗の機会に片寄せたかを論じれば良かったと思います。

? これは故意がないだけで良いのではなかと考えます。
79分ですが強盗致傷罪の要件

別金とか
所収
疑義を感じます。
強盗致傷罪でOKな気がします。

← 適格に罪名もつけています!!

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)	
----------	--

正犯・共犯は直ちにAの故意の3戸外に出た時に
他人の財物の占有を移転する) 同罪の結果は発生し
~~る~~。 正しい正犯、1犯罪の実行に着手
してこれを遂行した。 正しい、未遂犯の成
立可。

205114 窃盗罪の未遂犯は 238条の「窃盗」に含まれるか問題となり、238条の保護法益は他人の財産に加え、人の生命、身体及び自由を侵害する虞があるため、窃盗未遂犯は、「逮捕の免状」の暴行、脅迫して人の生命、身体を侵害する虞がある、未遂犯は「窃盗」に含まれるから成立する。

2.17. 同以「是」为「是」之「是」，而「是」之「是」
 故「是」之「是」，~~是~~「是」之「是」之「是」
 之「是」之「是」。

故意杀人罪与过失致人死亡罪的区别

(2) 主观上，故意杀人罪要求行为人具有杀人的故意，而过失致人死亡罪要求行为人具有过失。

(3) 5. 前記第1の項の基盤の如く2と4に、 $\alpha, 2\alpha$ 同様の共同基盤を附す。

20) 甲がBに侵權行為をした。Bは侵害を止めようとして、強迫をした。強迫は、強迫権の行使である。結論：強迫は、正当防衛に当たる。Bは「正当防衛」である。

(2) 他方 $\mathbb{R}^2$ について、実数の射影直線 $\mathbb{R}P^1$ と同型である。

~~1. 強盗の機会論~~
~~点：持ち出し強打行~~
~~為ては押物奪取の機会~~
~~が同一のものではない~~
~~からという論議は~~
~~書くべきではない~~

結論 $a < b$ である

3 ページ
裏面へ

ニは端的に感想がないから風に
して切つて良いと思ひます

*さん

弁護士の阪口です。

答案作成お疲れ様でした。

1 改善点等

*さんの答案は私が見た中でトップの出来でした。少し厳しめに採点致しましたので、B+という評価にさせていただきました。少し答案で気になった点や良かった点をこの書面で補足していきたいと思います。

・非常にコンパクトに要点を絞って適切に条文を引用しつつ論述することが出来ています。また、論理矛盾もほとんどない答案でした。もっとも、過去問をみているからご存知かもしれませんが、司法試験では、本問題とは異なり、事実が豊富にあります。したがって、メイン論点や事実がたくさん拾える箇所においては、条文解釈→規範→あてはめという法的三段論法を使って書くように心がけて下さい。

・少し気になった点としては、設問1において、強盗罪と強盗致傷罪を分けているところです。強盗致傷罪の条文に「強盗が」ということが記載されていることから、甲が脅迫してからBを負傷させるまでの一連の行為を犯罪行為と捉えるべきであったかなと思います。(ただ、*さんは、強盗罪が強盗致傷に吸収されると記載しているので、問題はないと思われます。冒頭に強盗致傷罪と書いていると、この人は適切に罪名を捉えているなと印象を持つ程度です。)

・また、設問1の甲における窃盗未遂罪と強盗致傷罪との関係にも一言言及すべきでした。ここは、「窃盗未遂罪は、強盗致傷罪に吸収される。」と書いておけば十分です。

・共謀の射程と故意の問題が少し混乱しているかなと見受けられました。共謀とは、犯罪者が特定の犯罪について遂行することを合意することであり、故意とは、法益侵害の結果を発生させる認識・認容です。本件の問題では、「3の事実を認識・予見していなかった」と記載されているので、故意の問題だと考えます。

解説や学者の先生に聞いて、この点は理解を深めといてください。ただし、今回の問題では、合格点に達するための必須要素ではないと思います。

・少し足りなかったかなという部分は、事実を評価する部分でした。100メートルや刃物の長さについては、反射的に事実を引用して評価する癖をオススメ致します。

2 最後に

刑法に関しては問題無いと思われます。司法試験は、予備試験の過去問と同様の論点が頻繁に出ていますので、予備試験の過去問も一度起案して検討することをオススメ致します。(特に、行政法、商法、刑法、刑事訴訟法)また、刑法事例演習は、司法試験のネタ本と言われているので、やりこむことをオススメ致します。

寒くなってきていますので、体調管理には気を付けて下さい。合格して一緒に酒を飲むことを楽しみにしています。

阪口 智哉